

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）個人研究2025年度研究成果報告書

研究代表者	所属部局・職名	氏 名		
	社会学部・教授	山本 崇記		
研究課題	マイノリティコミュニティの住民主体とアフーマティブ・アクションに関する比較研究			
研究期間	2025 年 度			
研究経費 (1 円 単位)	(支出金額) 1,000,000 円 / (採択金額) 1,000,000 円			
研究の概要 (200～300 字で記入、図・グラフは使用しないこと。)				
当該研究の研究目的を含むこと。 【以下、報告書全体について】他の研究分野の委員が評価することも想定し、わかりやすく記載すること。				
本研究は、マイノリティに対する差別是正施策である「アフーマティブ・アクション」がもたらす功罪について、住民自治の発展度合いから検討し、地域共生社会の条件を社会学研究として明らかにすることを目的としている。 本研究がその具体的なケーススタディとして着目するのは、日本で最初のアフーマティブ・アクションと言える「同和行政」（その核としての隣保館事業）と被差別部落コミュニティである。特に、行政施策の先進的な展開と歪み、そして、廃止というドラスティックな展開を経てきた大阪府をターゲットとする。そのうえで、類似するエリアとして、カリフォルニア州ベイエリアのマイノリティコミュニティをもう一つのターゲットとし、国際比較研究を実施し、日本の特徴を国際的な議論の中に提起していく。				

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)
[マイノリティ・コミュニティ] [住民主体] [アフーマティブ・アクション]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

以下の視点を含めて記載のこと。

- ・当該研究は何をどこまで明らかにできたのか(できなかったのか)。
- ・何をもって研究成果(経過)を達成できた(できなかった)と考えられるのか
自身が設定した研究目的・目標に照らして、その根拠がわかるよう記載のこと。
- ・どのような点において、当該研究分野の学術研究推進の高度化に寄与できたのか。

1. 研究の目的と方法

本研究は、マイノリティコミュニティにおける住民主体の形成とアフーマティブ・アクションの関係性を、日本・英国・米国の比較を通じて明らかにすることを目的として実施された。とりわけ、行政施策が住民のエンパワメントを促進する場合と、逆に主体性の空洞化や依存を生み出す場合の分岐条件を、フィールドワークおよび資料調査に基づいて検討した。

本年度は、日本(大阪府下)、英国(ロンドン・イーストエンド)、米国(カリフォルニア州ベイエリア)における現地調査を実施し、共通の分析枠組として住民参加論および参加の段階論を適用することで、国際比較可能な形での実証的知見の獲得を試みた。

2. 日本：制度廃止後における住民主体の再編

日本に関しては、大阪府人権協会の協力のもと、大阪府下 32 館の同和地区隣保館調査を実施し、泉州・和泉・北摂の各地域における多様な運営形態(公設公営、公設民営、民設民営)の実態を把握した。その結果、運営形態の違いが住民主体の発現様式に大きく影響していることが明らかとなった。

特に、大阪市内の民設置民営隣保館の事例は重要である。同施設は、2016 年の大阪市内による隣保館廃止後、住民主体で再設立され、約 10 年間にわたり運営が継続されている。スタッフの約 8 割が地元出身者、2 割が外部から関与した人材によって構成されており、外部性を契機とするセトルメント運動が、地域内部による自主管理へと転化した事例として位置付けられる。

この事例は、住民主体の最高段階である「自主管理」に相当する水準に達していると評価できるが、その形成過程は、行政による制度廃止という政治的不作為への応答として生じたものである点が重要である。すなわち、住民主体は単なる制度的支援の結果ではなく、制度撤退という契機の中で再編成されうることが示された。一方で、財政的基盤は脆弱であり、外部資金や相談支援機能の拡張によって補完されているなど、持続可能性の課題も確認された。

3. 英国：制度化された参加と主体性の乖離

英国ロンドン・イーストエンドにおいては、世界初のセトルメントであるトインビーホールを対象に調査を行った。同施設では Participatory Action Research (PAR) を導入し、住民を調査者としてリクルートして貧困状況の評価を行い、その成果をロンドン市に対する政策提言へと接続する取り組みが展開されている。また、家賃問題や債務問題への相談支援、バングラデシュ系住民を中心とするコミュニティ支援など、包括的なマイノリティ支援が行われている。

しかしながら、住民主体の観点からは、参加はセトルメント運動を通じて制度的に設計された枠内にとどまり、住民が運営主体として関与する段階には至っていないことが確認された。すなわち、「参加の制度化」は達成されているものの、「主体性の深化」との間には乖離が存在している。

さらに、設立当初に存在したオックスフォード大学との関係性が現在では希薄化しているのに対し、日本の事例では大学との連携が地元主導で継続的に維持されている点も対照的である。この差異は、外部知の関与が住民主体の形成に与える影響の違いを示唆するものである。

研究成果の概要 (つづき)**4. 米国：運動の歴史的蓄積と現在の停滞**

米国カリフォルニア州ベイエリア（ウェスト・オークランド）においては、ブラックパンサー党の歴史とその後のコミュニティ実践を対象に調査を行った。具体的には、UC バークリーの支援を受けるミュージアルミュージアムおよび、スタンフォード大学と連携したデジタルアーカイブを展開するブラックパンサーパーティミュージアムを訪問した。

ブラックパンサー党は、白人警官による暴力に対する武装的セルフディフェンスに加え、1970 年代には女性を中心とした無償の食事提供や教育実践を展開し、地域社会における先進的な福祉実践として評価されてきた。これらの活動は、住民主体の急進的かつ実践的な展開として位置付けられる。

しかしながら、現在においては、ジェントリフィケーションの進行によりコミュニティ基盤が大きく変容しており、当時の実践は主としてミュージアムやアーカイブを通じた「記憶の継承」として維持されている側面が強い。大学機関との連携により歴史の保存と共有は進展しているものの、現在のコミュニティ実践は相対的に停滞している状況が観察された。

5. 研究成果の到達点と限界

以上の比較分析から、本研究は、住民主体とアファーマティブ・アクションの関係が、単純なエンパワメント／ディスエンパワメントの二項対立では捉えられない複合的構造を有することを明らかにした。特に、①制度廃止を契機とする主体性の再編（日本）、②制度化された参加と主体性の乖離（英国）、③運動の歴史的蓄積と現在の停滞（米国）という三類型を提示できた点は、本研究の主要な成果である。

一方で、各地域における長期的な変化の追跡や、量的データとの統合的分析については十分に実施できておらず、今後の課題として残されている。

6. 学術的貢献と今後の展開

本研究は、当該分野の学術研究の高度化に対して以下の点で寄与している。

第一に、同和行政研究、セツルメント研究、マイノリティ研究を統合し、国際比較の枠組の中で再編成した点である。

第二に、住民主体を規範概念ではなく、制度・歴史・運動の相互作用の中で生成される実践のプロセスとして再定義した点である。

第三に、エスノグラフィを基盤とする比較研究により、制度論と運動論を架橋する方法論的貢献を行った点である。

以上より、本研究は、マイノリティコミュニティにおける住民主体の形成条件とその限界を国際比較の視点から実証的に明らかにし、今後の理論的・実証的研究の基盤を提示するものであったと言える。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

①雑誌論文

特になし

②図書

1. エスニック・マイノリティの社会学

共著、担当範囲:「ヘイトスピーチとコミュニティ:被害から立ち上がる共生関係のゆくえ」、有斐閣、2025 年 12 月 20 日

2. *Handbook of Buraku Studies*

共著、担当範囲:“The Settlement Movement and Rimpokan”、Routledge、2026 年 8 月 11 日 (刊行予定)

③シンポジウム・公開講演会等の開催

1. 隣保事業の先進性・多様性、そして今後に向けた期待:全国各地の隣保館訪問から見えてきたこと
第 44 回全国隣保館連絡協議会ブロック統一学習会、兵庫県立のじぎく会館、2026 年 2 月 27 日

2. 同和問題と隣保行政の現状と課題:地域共生の未来

(公財)世界人権問題研究センター 人権大学講座、(公財)世界人権問題研究センター、2025 年 11 月 14 日

3. 隣保事業の歴史と概要:その役割について

全国隣保館連絡協議会 第 18 回「隣保事業士」資格認定講習、芦屋市上宮川文化センター、2025 年 9 月 9 日

4. 隣保事業概論 I:隣保事業の歴史と理念

鳥取県隣保館連絡協議会 令和 7 年度隣保事業ソーシャルワーカー養成研修、鳥取市中央人権福祉センター、2025 年 7 月 30 日

5. 部落問題の現状と課題:考え方と対応

令和 7 年度四区(港区・品川区・目黒区・大田区)管理職同和問題研修、スマイル大森、2025 年 7 月 7 日

④その他

1. 「移民コミュニティとセトルメントワーク(隣保事業)の関係性を通して」

第 43 回日本都市社会学会(テーマ部会)、2025 年 9 月 10 日、日本都市社会学会